

## 学校生活規則

豊島生としての誇りを持ち、高校生としての節度を守り、正しいことをやり通す勇気を持とう。

### 1. 登下校

- (1) 通学に際しては、交通ルールやマナーを守り、安全に十分留意すること。
- (2) 登校時刻 8 時 15 分、下校時刻 17 時 30 分。  
ただし、17 時以降、定時制の使用教室を完全に明け渡し、廊下にも立ち入らない。  
※コロナ禍では、8 時 40 分登校、17 時 00 分下校。
- (3) 自転車通学  
「自転車通学許可願」を生徒部に提出し、発行されたステッカーを自転車の所定の場所に貼る。道路交通法を遵守する。
- (4) オートバイでの通学は禁止。
- (5) 登下校時は指定された制服を着用する。ただし、部活動で土日祝日及び朝練習に参加する場合は、部活動着での登下校を認める。スカートの下にズボン履くことは禁止する。

### 2. 届出および許可願

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引き等  
HR 担任に事前に口頭で申し出た後、できる限り早い時期に所定の届を提出する。  
10 日以上の病気には医師の診断書または証明書を添付する。  
なお、忌引き日数は出欠席の統計に加えない。  
**【忌引き日数】**  
父母 7 日、祖父母 4 日、実兄弟姉妹 3 日、  
義兄姉 2 日、曾祖父母 3 日、伯叔父母 2 日
- (2) 登校後、放課時までの外出  
無断外出を禁止する。やむを得ず外出する場合は、HR 担任あるいは学年の先生に外出届と認印をもらい、それを携行する。
- (3) 休日登校  
休日に登校する場合は、事前に担当教諭の認印をもらう。
- (4) ポスター・ビラ等の掲示・配布  
生徒会役員に届け出て、その指示に従う。  
内容が以下に該当するものは承認されない。  
① 基本的人権を損なうもの ② 営利活動 ③ 特定の布教・政治活動  
④ わいせつなもの ⑤ 責任者名のないもの
- (6) 集会  
校内の公認団体(生徒会、委員会、部等)または個人が不特定多数の生徒に呼びかけて集会を行う場合は、担当教諭の承認と指導のもとに、会場責任者の許可を得て行う。

### 3. 服装および履物

#### (1) 本校指定の制服

##### 【正装・通年】

ブレザーにズボンまたはスカート。

無地白色のYシャツ(女子はリボンができる白ブラウス可)。

男子はネクタイ、女子はネクタイまたはリボンを着装。

※ネクタイ、リボンは第一ボタンが隠れるまで上げる。

校章はブレザーの襟に着用。

ブレザーの下に本校指定のベストやセーターの着用を認める。

※登下校時はブレザーを着用し、セーターやカーディガンでの登下校を禁止する。

##### 【略装・夏季】

正装のネクタイ・リボンを外したもの。

また、ブレザーを着用せず、本校指定のベスト・セーターもしくは市販の紺・黒のカーディガンおよびYシャツだけの服装。

※上記の略装に加え、Yシャツの代わりに白または紺のポロシャツでの登校を認める。

##### 【制服着用時の注意】

Yシャツやブラウスの第2ボタンは留める。

Yシャツやブラウスはズボン・スカートの中に入れる。

ズボンを下げる、まくる、スカートを短くしない。

スカートの下にズボンを履かない。

※制服を加工した場合は、再購入となる。

#### (2) カーディガン

防寒着としてのカーディガンの着用を認める。色は黒・紺・グレーが望ましい。

#### (3) コート

制服に合った端正なものとする。

色は紺・グレー・ベージュ系が望ましい。

ブレザーの下にパーカーを着用することは認めない。

#### (4) 履物

サンダルでの登校を禁止する。

豊誠館では指定の体育館履、グラウンドでは運動靴を使用する。

#### (5) 頭髪等

染色・脱色等の加工、付け毛等はない。また、ピアス等の装身具や化粧も禁止する。

違反した場合は、特別指導となる。

#### (6) 異装届

怪我などにより、異装を必要とする場合は、諸届欄に記入してHR担任に願い出る。

#### 4. 部活動

- (1) 部活動届を事前に提出して活動する。原則、前週の水曜日までに生徒部に提出する。
- (2) 活動時間は17時30分。18時00分、完全下校とする。  
コロナ禍では活動時間は17時00分、完全下校。
- (3) 休日の活動及び朝練習のときは、部活動着での登校を認める。
- (4) 授業時間帯の部室の使用は禁止する。
- (5) 使用した施設及び指定された共用場所の清掃を行う。
- (6) 定期考査前1週間は、部・同好会・委員会活動は原則として行わない。

#### 5. その他

- (1) 昼食は原則として家庭で用意し、用意できない場合は、登校時または校内の売店で購入する。
- (2) 貴重品を持って登校しないことが望ましい。やむを得ず持参した時は、保管に十分注意する。
- (3) 共用施設に私物を置かない。
- (4) 落とし物をした場合は生徒部の先生に確認する。
- (5) アルバイトは原則として認めない。